## (様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

## 処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

				資料番号	16		担当課	医療対策課	
法令名	理学療法士及び作業療 法士法施行令	根拠条項	14-1	1	不利益処 分の種類	養	成施設の	施設の指定の取消	

○理学療法士及び作業療法士法施行令

(指定の取消し)

第十四条 行政庁は、指定学校養成施設が第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に 適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定によ る指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消す ことができる。

2 (略)

## (学校又は養成施設の指定)

第九条 行政庁は、法第十一条第一号若しくは第二号若しくは第十二条第一号若しくは第二号に規定する学校又は法第十一条第一号若しくは第二号に規定する理学療法士養成施設若しくは法第十二条第一号若しくは第二号に規定する作業療法士養成施設(以下「学校養成施設」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(報告の徴収及び指示)

## 第十三条 (略)

2 行政庁は、第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成施 設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、そ の設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(行政庁等)

第十八条 この政令における行政庁は、法第十一条第一号若しくは第二号又は第十二条第一号若しくは第二号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、法第十一条第一号若しくは第二号の規定による理学療法士養成施設又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定による作業療法士養成施設の指定に関する事項については都道府県知事とする。

2 (略)

○理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則

(理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準)

- 第二条 法第十一条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 学校教育法第九十条第一項に規定する者(法第十一条第一号に規定する文部科学大臣 の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十 条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)、旧中等学校令(昭和十八年 勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は附則第三項各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
  - 二修業年限は、三年以上であること。
  - 三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
  - 四 別表第一に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。
  - 五 理学療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上理学療法に関する業務に従事 した者であること。
  - 六 一学級の定員は、四十人以下であること。
  - 七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
  - 八 適当な広さの実習室を有すること。
  - 九 教育上必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備を有すること。
  - 十 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること。
  - 十一 実習施設における臨床実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
  - 十二 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 2 法第十一条第二号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 作業療法士その他法第十一条第二号の政令で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
  - 二修業年限は、二年以上であること。
  - 三 教育の内容は、別表第一の二に定めるもの以上であること。
  - 四 別表第一の二に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)とすることができる。
  - 五 前項第五号から第十二号までに該当するものであること。

(作業療法に係る学校又は養成施設の指定基準)

- 第三条 法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 前条第一項第一号、第二号及び第六号から第十二号までに該当するものであること。
  - 二 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。
  - 三 別表第二に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は作業療法士である専任教員であること。ただし、作業療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。
  - 四 作業療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上作業療法に関する業務に従事した者であること。
- 2 法第十二条第二号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
  - 理学療法士その他法第十二条第二号の政令で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
  - 二 教育の内容は、別表第二の二に定めるもの以上であること。
  - 三 別表第二の二に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は作業療法士である専任教員であること。ただし、作業療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)とすることができる。
  - 四 前条第一項第六号から第十二号まで及び第二項第二号並びに前項第四号に該当するものであること。